

ひろしまの地域福祉推進 “チャレンジ応援” 助成事業 応募の手引き （令和3年度版）

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 広島市地域福祉活動推進基金助成事業

目 的

近年、社会環境の変化は市民の生活にも様々な影響を及ぼし、生きづらさや閉塞感、格差の拡大等の福祉課題を生み出しています。これらの福祉課題は制度の狭間にあり、公助による支援が行き届きにくいことも少なくありません。

このような中、市民活動団体は柔軟で多様な発想による様々な取組を展開していますが、初動期の基盤整備はもちろん、その後の新たな活動展開には、資金面以外にも多くの支援が必要です。

そこで、広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、市民活動団体の福祉に関する先駆的・開発的なチャレンジを、助成金という資金面のみではなく総合的に応援します。

本助成事業は、団体の仕組みづくりやその後の活動展開について、本会が団体と共に考え共に取り組むところに特色があり、連携して福祉課題の解決にあたることにより、市域全体の福祉力向上を目指します。

なお、本助成事業は本会「広島市地域福祉活動推進基金」を活用して実施するものです。

A部門：団体の立上げ応援部門

- ◆ 新たな発想や視点を持つ団体の、立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門です。継続性のある安定した団体運営のための仕組みづくりに、本会が共に取り組みます。

B部門：先駆的・開発的取組の応援部門

- ◆ 既に基盤の整った団体による、先駆的・開発的な取組を応援する部門です。新しい活動展開に、本会が共に取り組みます。

募集期間：令和3年4月1日（木）～4月30日（金） ※必着

< 提出・問い合わせ先 >

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉係
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階
電 話：082-264-6403 FAX：082-264-6413
メールアドレス：chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp

1 助成の対象となる団体

広島市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体とします。

- (1) 規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
- (2) 団体の主たる事務所が広島市内にあること。
- (3) 団体の構成員を5名以上有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。
- (4) 本会との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。

なお、応募時点で団体が未設立の場合、団体設立後、(1)~(3)を満たすことを条件とします。

2 助成の対象となる取組

- (1) 様々な地域の福祉課題解決に対する取組。
- (2) 制度の狭間の福祉課題解決に対する取組。
- (3) その他既存の活動等において、充実強化を目指すもので、本会会長が市域の福祉力向上に資するため助成を必要と認めた取組。

3 助成部門

A部門：団体の立上げ応援部門

◆ 新たな発想や視点を持つ団体の、立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門です。継続性のある安定した団体運営のための仕組みづくりに、本会が団体と共に取り組みます。

- (1) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額。
- (2) 件数：2~4件程度（総額60万円程度）。
- (3) 選考方法：書類審査及び面談審査。
- (4) その他：
 - ・概ね設立後3年以内の団体が対象です（これから立上げも可）。
 - ・設立3年目まで継続して応募ができます。
（ただし本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。）
 - ・先駆的・開発的な取組にまで至っていなくても応募可能です。
 - ・設立4年目以降は自立した団体運営ができるようになることを目指してください。

B部門：先駆的・開発的取組の応援部門

◆ 既に基盤の整った団体による、先駆的・開発的な取組を応援する部門です。新しい活動展開に、本会が団体と共に取り組みます。

- (1) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額。
- (2) 件数：8件程度（総額240万円程度）。
- (3) 選考方法：書面審査及び面談審査。
- (4) その他：
 - ・過去にA部門で助成を受けていても応募が可能です。
 - ・同一の取組（類似事業を含む）での応募は、継続して3回まで可能です。
（ただし本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。）
 - ・先駆的・開発的な取組又は既存事業の発展及び拡充に、本会が共に取り組む部門です。そのため、既存事業を維持するためのだけの経費の助成を目的とした応募は、本助成事業の目的に沿うものではありません。

（留意点）

- A部門とB部門で、同一年度に重複して申請することはできません。

4 助成金の使途

	A部門	B部門
取組拠点開設・運営費（賃借料、水光熱費、電話代、スタッフ等の謝金、修繕費等）	○	× ※
物品購入費（備品費、消耗品費、食材費等）	○	○
広報宣伝費	○	○
謝礼金（ボランティア等の謝金、交通費等）	○	○
その他（本会会長が必要と認めるもの）	○	○

※ 先駆的・開発的な取組又は既存事業の発展及び拡充に係る経費は含めることができます。

5 実施期間

決定通知交付後、当該年度3月末までの期間。

6 全体スケジュール

- (1) 応募期間 4月1日（木）～4月30日（金）
- (2) 選考期間 5月～7月上旬
 - （1次審査）6月上旬 審査委員会による書面審査
6月中旬 結果の通知及び1次審査の通過団体のみ2次審査の日程の通知
 - （2次審査）6月下旬～7月上旬 審査委員会による面談審査 ※必ず出席してください
7月中旬 結果の通知
- (3) 助成金交付 7月以降

- (4) 団体訪問 助成決定以降、本会職員が団体と共に基盤整備や新規事業等に取り組みます。
- (5) 報告書の提出 翌年3月

7 応募方法・提出書類

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号—A または様式第2号—B）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の規約
- (5) 団体の役員名簿
- (6) 前年度の活動報告書、決算書 ※作成している団体のみ
- (7) その他団体の活動状況が分かるもの ※作成している団体のみ
(広報紙等。必ず2-3枚以内におさめてください。)

記載内容の詳細について、聴き取りをさせて頂く場合があります。

- (1)～(7)を表紙に記載の提出先へ、郵送又は持参によりご提出ください。
提出締切は、令和3年4月30日（金）必着です。
- 団体設立前にA部門に応募される場合、(4)・(5)の書類は団体設立後の提出で構いません。
- (1)～(3)の様式データを希望する場合、chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp までご連絡ください。
- 提出された書類は返還しませんので、お手元にコピーを残してください。
- 例年、書類の不揃いや修正を要する団体が多く見られます。再提出に要する期間を考慮し、余裕をもって提出してください。

8 審査の観点

以下の観点で書面審査（1次審査）、面談審査（2次審査）をします。

- (1) **先駆性・開発性**
市民活動の持ち味である柔軟で多様なアイデアを活かしたチャレンジであるか。
- (2) **公益性**
団体内の親睦や交流にとどまらず、市域の課題やニーズを的確に把握し、市民に賛同を得られるような内容であるか。
- (3) **計画性・実現性**
事業計画は具体的かつ実行可能な内容であるか。
- (4) **自立性・発展性**
団体及びその活動を継続していくための努力や工夫がみられるか。
- (5) **本助成事業を活用する効果**
助成金による資金面だけでなく、資金面以外の効果（本会職員が共に取り組むことによる効果）も期待できるか。

9 助成金の交付

本会会長による助成決定後、応募団体が指定する金融機関の預金口座に振り込みます。

10 助成決定後

- 企画会議や実際の活動の場に本会職員も参加し、共に取組を進めます。地域や他団体との関係づくりのコーディネート等を中心に、本会が大切にしている「つながり」を活かした支援を実施します。
- 本助成事業を活用した取組について、広報紙やチラシ等の印刷物や団体のホームページに掲載をする際は「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成対象事業」であることを明示してください。
- 他への波及を図るため、本会広報紙や各種事業において取組の報告をお願いする場合があります。

11 報告書の提出

当該年度3月末までに、事業報告書、収支決算書等を提出してください。

(報告様式は部門により異なります。助成決定時にお知らせします。)

12 応募の無効、助成金の返還

- 募集期間内に提出されなかった申請は、無効とします。
- 助成金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合は、その都度届け出てください。届出なく変更された場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、内容によっては変更が認められない場合があります。
- 助成金交付団体として不適格な行為があった場合、助成金の返還を求めます。

13 その他

- 項目1(対象となる団体)と項目2(対象となる取組)を満たしていても、申請内容、団体の規模、設立後の経過年数、助成履歴等から総合的に判断し、非該当とみなす場合があります。
- 他の助成金を受けていても申請可能ですが、他の助成金によって円滑な事業運営ができると判断した場合は、非該当とみなす場合があります。
- 他団体の助成事業を併用不可とする助成もありますので、併用を検討している助成先の要件もよくご確認ください。
- 継続団体については、今年度の申請内容だけでなく、1年目(及び2年目)の報告書等の内容も加味して審査します。
- 不選定理由についてはお答えすることはできませんので、あらかじめ了承の上で応募してください。
- 適否に関わらず応募された団体へは、本会から研修会や助成金の情報提供をさせていただくほか、適宜、団体が実施する活動の広報等の協力をさせていただきます。